

研修会等実施に伴う助成金交付基準

研修会並びに定例法座開催に伴う助成金を下記の通り交付致します。助成金申請については、別紙様式にて教務所へ提出ください。

記

1. 組を単位とした研修会への助成

- ①各教化団体（仏壯・仏婦・青少年）については、年1回に限り『15,000円』の助成をする。他団体との併催についても、各団体へ各々『15,000円』の助成をする。また、仏壯・仏婦の組研修に関しては、各教区連盟より各々に別途に開催毎に『5,000円』の助成をする。
- ②組において門徒総代を対象にした研修会開催組へ、『20,000円』の助成をする。但し、1組1回のみ助成とする。
- ③連研開催の組には年『30,000円』の助成をする。（一期60,000円に限る。）
- ④寺族女性連盟については、年間活動助成として、教区連盟から『10,000円』の助成をする。但し、教区よりの助成はしない。
- ⑤門徒子弟研修会については、年1回に限り『30,000円』を助成する。また研修会開催後、参加者（大人を除く）1名につき『2,000円』を助成する。

2. ブロックを単位とした研修会への助成

- ①各研修会は、組を単位として開催することを基本とするが、組の事情等により、やむを得ずブロックにおいて開催する場合は、各ブロック『20,000円』の助成とする。
- ②寺族女性連盟のブロック開催には連盟より『50,000円』の助成をする。
- ③ブロック開催の門徒子弟研修会については、年1回に限り『300,000円』を助成する。また研修会開催後、参加者（大人を除く）1名につき『2,000円』を助成する。

3. 寺院定例法座開催についての助成

寺院定例法座開催に当たって布教使派遣の補助として1回『10,000円』、合計『50,000円』（5回分）を開催寺院に交付する。

研修会開催報告書 (助成金申請書)

年 月 日

東京教区教務所長 殿

組々長

印

下記の通り報告いたします

| | |
|-----------|---------------------------------------|
| ブロック・組名 | |
| 研 修 種 別 | 仏婦 ・ 仏壮 ・ 青少年 ・ 門徒総代 ・ 寺族女性 ・ 門徒子弟研修会 |
| 開 催 期 日 | |
| 開 催 会 場 | |
| 日 程 | 別紙添付 |
| 参 加 者 | 名 (名簿別紙添付) |
| 講 師 名 | |
| 研 修 テ ー マ | |
| 研 修 内 容 | |
| 所 感 | |

※必ず日程表・レジユメ・参加者名簿を添付してください

【東京教区教務所】